

# 訪問看護サービス重要事項説明書

運営法人の概要

<2023/11/1現在>

法人名	株式会社 イマジン
所在地	京都市東山区福稲高原町18-1 1階
代表者の氏名	高木泰宏

事業所の概要

事業所名	結ノ歩訪問看護ステーション東山
所在地	京都市東山区福稲高原町18-1 1階
登録者の氏名	高木泰宏
電話番号	(075)561-2023(不在時、転送電話にて対応)
FAX番号	(075)606-5611
指定事業所番号	2660890100

運営法人と事業所の関係

株式会社イマジンが結ノ歩訪問看護ステーション東山を開設しています。  
以下の内容は、結ノ歩訪問看護ステーション東山との同意、及び契約となります。

## 1 事業の目的と運営方針等

### (1) 事業の目的

『住み慣れた環境での手厚い看護、リハビリテーションでの機能回復』という事業所の目的の一環として、在宅療養者の生活の質(以下、QOL)の向上に寄与する訪問看護サービスの理想を追求します。

### (2) 運営方針

サービス利用者、介護者のどちらの立場も尊重し、介護者のQOLを低下させることなく、利用者のQOLの改善を目指します。

### (3) 御利用者様の個人情報の取り扱いについて

結ノ歩訪問看護ステーションでは、個人情報を正確かつ安全に取り扱うため、厚生労働省のガイドラインに基づき、個人情報の適切な管理に努めています。

### (4) 事業所の情報開示について

御利用者様及びご家族の要望があれば、事業計画の情報を開示いたします。

### (5) サービスの特徴

#### ① 事項内容

事項	内容
訪問担当者以外の 状態観察、評価	御利用者様の機能向上、状態回復のために他看護師、療法士からの客観的な評価を実施します。
ケアカンファレンス	適時全職種が参加するケアカンファレンスを行っています。
訪問担当者の変更	変更を希望される方ご相談下さい。可能な限りご要望におこたえ致します。

#### ② 当事業所のサービス方針等

在宅療養者の保健衛生の向上と福祉の増進を図るため地域との結び付きを重視し、関係行政機関、地域の医療、保健及び福祉サービスとの密接な連携に努めるものとします。

## 2 従業者の職種、員数、職務の内容

看護師(正職員)・准看護師(正職員)	看護師9名(正職員)
看護師(正職員)・准看護師(正職員)	看護師1名(非常勤)
理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士(正職員)	理学療法士5名・作業療法士0名・ 言語聴覚士2名
理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士(非常勤)	理学療法士0名・作業療法士0名・ 言語聴覚士0名

### 3 営業日及び営業時間

営業日	土曜・日曜・年末年始を除く毎日
営業時間	8:30～17:30(月曜日～土曜日)
緊急時の対応	転送電話にて対応

### 4 サービスの内容

(1)「訪問看護」は、利用者の居宅(自宅)において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。具体的なサービス提供内容については下記のとおりです。なお、理学療法士等による訪問看護は看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものです。そのため、利用開始時や状態の変化等に合わせた看護職員の定期的な訪問(3ヶ月に1回程度)が必要となります。

訪問看護	(1) 病状・障害の観察 (2) 清拭・洗髪等清潔の保持 (3) 食事及び排泄等日常生活の世話 (4) 褥瘡や創傷の予防・処置 (5) リハビリテーション (6) ターミナルケア (7) 療養生活や介護方法の指導 (8) カテーテル等の交換・管理 (9) その他医師の指示による医療処置
------	---

### 5 通常の事業実施地域

通常サービスを提供する地域
北を丸太町通迄、南を201号線迄、西を堀川通迄、東を府道35号線迄とした範囲内

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

### 6 利用者負担金

#### (1)利用者負担金

介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費から各利用者の負担割合に応じた金額が利用者の負担となります。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

#### ①要介護の方

【サービス費(9:00～17:00の時間帯)】(介護保険適応の場合はこの1割～3割が利用者負担)

	20分未満(早朝・夜間、深夜のみ)	30分未満	30分～1時間	1時間～1時間30分
訪問看護		5,029円	8,784円	12,037円

	20分	40分	60分
理学療法士等による訪問看護	3,135円	6,270円	8,474円

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、御利用者様の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

※ 准看護師による訪問看護は訪問看護料金の9割となります。

※ 時間外訪問の場合は下記となります。

【早朝(6:00～8:00)、夜間(18:00～22:00)の場合】

	20分未満(早朝・夜間、深夜のみ)	30分未満	30分～1時間	1時間～1時間30分
訪問看護	4,173円	6,291円	10,978円	15,044円

【深夜(22:00～6:00)の場合】

	20分未満(早朝・夜間、深夜のみ)	30分未満	30分～1時間	1時間～1時間30分
訪問看護	5,007円	7,543円	13,182円	18,061円

②要支援の方

【サービス費(9:00～17:00の時間帯)】(介護保険適応の場合はこの1割～3割が利用者負担)

	20分未満(早朝・夜間、深夜のみ)	30分未満	30分～1時間	1時間～1時間30分
介護予防訪問看護		4,815円	8,474円	11,630円

	20分	40分	60分
理学療法士等による介護予防訪問看護	3,028円	6,056円	4,558円
開始から12カ月経過した場合	2,974円	5,949円	4,504円

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、御利用者様の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

※ 准看護師による訪問看護は訪問看護料金の9割となります。

※ 時間外訪問の場合は下記となります。

【早朝(6:00～8:00)、夜間(18:00～22:00)の場合】

	20分未満	30分未満	30分～1時間	1時間～
介護予防訪問看護	4,044円	6,024円	10,593円	14,541円

【深夜(22:00～6:00)の場合】

	20分未満	30分未満	30分～1時間	1時間～
介護予防訪問看護	4,847円	7,222円	12,711円	17,451円

(2)加算料金

①緊急時訪問看護加算

24時間いつでも電話等による連絡体制が必要であり、緊急時の訪問が必要な場合、利用者の承諾を得て、月に615円(1割負担)、1229円(2割負担)、1844円(3割負担)を該当する介護保険料負担割合に応じて加算させていただきます。

②特別管理加算

特別管理加算(Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である時、月に535円(1割負担)、1070円(2割負担)、1604円(3割負担)を該当する介護保険料負担割合に応じて加算させていただきます。

特別管理加算(Ⅱ) 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である時、月に268円(1割負担)、535円(2割負担)、804円(3割負担)を介護保険料負担割合に応じて加算させていただきます。

③複数名訪問加算

複数名訪問加算(Ⅰ) 同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行った時に、1回の訪問につき、30分未満の場合、272円(1割負担)、544円(2割負担)、815円(3割負担)、30分以上の場合、431円(1割負担)、861円(2割負担)、1292円(3割負担)を該当する介護保険料負担割合に応じて加算させていただきます。

複数名訪問加算(Ⅱ) 同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して訪問看護を行った時に、1回の訪問につき30分未満の場合、272円(1割負担)、544円(2割負担)、815円(3割負担)、30分以上の場合、431円(1割負担)、861円(2割負担)、1292円(3割負担)を介護保険料負担割合に応じて加算させていただきます。

④長時間訪問看護加算

指定訪問看護の時間が90分を超えた場合、1人の利用者に対して週1回に限り321円(1割負担)、

642円(2割負担)、963円(3割負担)を介護保険料負担割合に応じて加算させていただきます。

⑤サービス提供体制強化加算Ⅱ

所定の基準を満たした事業所が算定できる加算です。1回の訪問につき3円(1割負担)、6円(2割負担)、10円(3割負担)加算させていただきます。(療法士の場合20分を1回とします)

⑥退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中のものに対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に642円(1割負担)、1284円(2割負担)、1925円(3割負担)を介護保険料負担割合に応じて加算させていただきます。加算の時期は、退院又は退所後の初回の訪問看護の際に1回(特別な管理を要するものである場合、2回)です。

⑦初回加算

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護を行った月に321円(1割負担)、642円(2割負担)、962円(3割負担)を介護保険料負担割合に応じて加算させていただきます。

⑧看護・介護職員連携加算

訪問介護事業所と連携し、たん吸引、リハビリテーションの方法を指導した時に268円(1割負担)、535円(2割負担)、803円(3割負担)を介護保険料負担割合に応じて加算させていただきます。

⑨ターミナルケア加算

在宅で看取りを行った場合に2140円(1割負担)、4280円(2割負担)、6419円(3割負担)を介護保険料負担割合に応じて加算させていただきます。

(3)交通費

通常の事業実施地域は、交通費無料にて事業を行わせていただきます。

(4)その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

①サービスの実施に必要な利用者宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

②ケアに必要な消耗品はご用意願います。

③エンゼルケア(死後の処置)が必要な場合は、保険適用外となり12,000円頂きます。

(5)訪問看護サービスの利用にあたっては、主治医に訪問看護指示書を交付していただく必要があります。指示期間は、主治医により決められます。指示期間が過ぎる前に看護師から主治医に指示書の依頼を行ないます。

※訪問看護指示書代は、健康保健証の負担割合に応じて異なります。1割負担の方の場合は300円かかります。病院によっては異なる場合もありますので病院窓口にて御確認ください。お支払いは、病院窓口でお願いします。

7 サービス利用の中止又は変更

(1)利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに事務所まで御連絡ください。

(2)利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。

時 間	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	無料
サービス利用訪問時	2,000 円

8 個人情報の保護

(1)当事業者は、サービスを提供する際に、知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく、第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2)当事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

(3)当事業所は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

(4)当事業所は、利用者本人の求めに応じて、個人の情報の開示を行います。ただし、やむを得ない事由により、利用者本人以外が求める場合は、ご本人の同意をもって対応いたします。

(5)個人情報の使用に付いての詳細は別紙、「個人情報利用同意書」を交付致しますのでご確認ください

さい。

## 9 賠償責任保険

事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

## 10 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話 (075)-561-2023 (月曜日～金曜日 8:30～17:30)		
結ノ歩訪問看護ステーション東山 苦情相談窓口 担当 山中 真司		
当事業所	電話番号	受付時間
京都府国民健康保険団体連合会	(075)354-9090	午前9時～午後5時
中京区役所 健康長寿推進課	(075)812-2566	午前9時～午後5時
南区役所 健康長寿推進課	(075)681-3167	午前9時～午後5時
下京区役所 健康長寿推進課	(075)371-7228	午前9時～午後5時
左京区役所 健康長寿推進課	(075)702-1071	午前9時～午後5時
東山区役所 健康長寿推進課	(075)861-1430	午前9時～午後5時
山科区役所 健康長寿推進課	(075)592-3222	午前9時～午後5時
伏見区役所 健康長寿推進課	(075)611-1162	午前9時～午後5時

## 11 緊急時の対応

看護師等は訪問看護及び介護予防訪問看護サービス実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた際、必要に応じて臨機応変に手当てを行うとともに、速やかにかかりつけ医へ連絡し、適切な処置を行います。

## 12 事故時の対応

看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護サービス実施中に何らかの事由で事故が生じた場合、必要に応じて臨機応変な対処をすると共に、直ちに主治医・管理者・担当ケアマネージャーに事故の内容と現状報告をし、適切な指示を仰ぐ。管理者は速やかに、利用者家族に事故が発生した事を連絡する。また必要であれば住民票の届け度がある各区の介護保険担当部署に事故が起こった旨を報告する。

## 13 虐待の防止

虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を実施しています。
- (4) 第三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いています。

## 14 ハラスメントの防止

適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場で行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師などの就業環境が害されることを防止するための方針に必要な措置を講じています。また、利用者・家族との信頼関係をもとに、安全・安心な環境での質の高い援助を提供できるよう以下の点についてご協力をお願いします。

暴力又は乱暴な言動、個人の尊厳や人格を傷つけるような言動、性的な言動はお控え下さい。  
(具体例)

- ・暴力又は乱暴な言動
- ・セクシャルハラスメント(性的言動や行動)

このようなハラスメントを受けた場合は、契約を終了させていただくことがあります。

## 15 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。ただし、社会情勢の急激な変化、災害などの著しい社会秩序の混乱によって訪問が難しい場合は、訪問日程や時間の調整をさせていただく場合があります。訪問の遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を当事業所が負わないものとします。

## 16 感染症の予防及び蔓延防止のための措置

感染症の発生、または蔓延しないように次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について看護師に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- (3) 看護師などに対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

## 17 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
  - (2) 看護師等は、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務は認められていませんので、ご了承ください。
  - (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
  - (4) 感染予防のため処置及びケア時は、ゴム手袋を使用させていただきます。また、終了後は手洗いをさせていただきますのでご了承ください。
  - (5) 交通事情により、予定時刻通りに到着できないことや自宅への訪問が困難となることがありますのでご了承ください。
  - (6) 当事業所の都合により、利用時間や曜日の変更や担当者の変更をお願いする場合がございますのでご了承ください。
  - (7) 連絡事項につきましては直接個人への連絡は避け、事務所へのご連絡をお願い致します。
- <緊急時のご連絡先>

主治医	医療機関名	
	主治医	
	連絡先	
ご家族	氏名・続柄	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	
	住所	

【説明確認欄】 令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

<事業者>

所在地 京都府京都市東山区福稲高原町18-1 1階

事業者名 結ノ歩訪問看護ステーション東山

登録者 高木泰宏 印

指定事業所番号 第2660890100

<説明者>

氏名 \_\_\_\_\_ 印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け同意いたします。

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人又は立会人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印